



〈1988年7月9日創刊〉
 発行2014年10月1日 (毎月1日発行)
滋賀県民主教育研究所
 〒520-0052 大津市朝日が丘1丁目
 11-3 教育文化会館2F
 TEL & FAX 077-525-5364
 教育110番 077-523-3715
 e-メール shiga.minken@gmail.com
 HP: http://shiga-minken.jimdo.com/
 振替口座番号(会費振込にご利用ください)
 ①ゆうちょ銀行/記号番号01070-5-40576
 ②滋賀銀行本店営業部/普通口座511256
 加入者(口座)名 滋賀県民主教育研究所

5月21日福井判決を受けて

弁護士 井戸謙一



1 平成26年5月21日に福井地裁が言い渡した大飯原発3、4号機の運転差止め判決。本件判決は、簡潔且つ分かりやすい表現で、市民感覚に沿った確かな論理を展開して明快な結論を示し、全国で脱原発を願っている多くの人たちに、限らない励ましを与えた。本件判決は、英、独、仏、韓国、中国などを目指して闘っている世界の人々をも勇気づけている。

2 本件判決が言い渡されるためには、樋口裁判長以下3人の裁判官の高い見識と勇気が必要だったことは間違いない。しかし、これは、福井地裁だけの特異な判決では終わらないと思う。福島第一原発事故の後、原発訴訟の流れは明らかに変わっている。それが初めて目に見える形で結実したのが福井地裁判決だったのである。

3 一部の例外を除いて住民の訴えを退け続けた多くの裁判官たちは、①まさか日本で本当に過酷事故が起こるなどとは思わず、② 専門家 を信用し、③ 国策 には抗えないと考え、④ 原発を嫌悪するのは一部の活動家だけであると思っていた。しかし、福島第一

原発事故のあと、すべては劇的に変わった。日本で過酷事故が起こることが事実をもって証明され、それが招いた悲惨な事態は裁判官の胸に刻まれた。専門家が、いかに杜撰な仕事をしていなか、白の下にさらされた。原発がなくても電力供給に何ら支障がなく、原発が国策であるといっても、表立って言える理由は、電気代、貿易赤字、二酸化炭素排出の問題にすぎないことが明らかになった。そして、脱原発を求める市民の声は、明らかに大きくなった。世論調査では、6割から7割、時には8割を超える市民が脱原発を求めている。今後、原発運転差止め判決が次々と言い渡される可能性は、十分にあると考える。

4 他方、政府は、本件判決を無視している。原子力規制委員会は、本件判決が指摘した問題点を顧みることもなく9月10日、川内原発について新規制基準への適合判断をした。来年早々にも再稼働されるのではないかと予測されている。原発を、重要なベースロード電源 と位置付け、福島第一原発事故などなかったかのように原発推進を進

《 今月の紙面 》

- ・5月21日判決を受けて ...P1
 /井戸謙一
- ・新しいタイプの高校の理想と現実 ...P2. 3
 /岡本恭治
- ・全国障害者問題研究会「第48回全国大会」滋賀2014報告 ...P4
 /黒田吉孝
- ・今、学校では/中尾雅子 ...P5
- ・人はみな学びの旅人 ...P6
 /杉浦由香里
- ・岡本藤一論文集発刊に寄せて ...P7
 /八田光雄
- ・教育動向 7・8月 ...P8

めようとしている政府、電力会社と福島第一原発事故のような事故は二度と起こしてはならないとして全国各地で声を上げている市民との闘いは、いよいよ正念場を迎えつつある。

5 安全に発電する方法はいくらでもある。たかが発電のために、なぜ私たちは、事故の恐怖に怯えて生活しなければならぬのか。この期に及んで原発にしがみつこうとしている人たちの本音は、核兵器を持ちたいという野望と電力会社の経営の安定、そして金儲けにあるとしか考えられない。しかし、私たちは、そんなもののために、私たちや子供たちの生命、健康、将来の世代に残さなければならぬ安全な環境を差し出すことはできないのだ。

いどけんいち 滋賀弁護士会

